

お詫びと訂正

『改正対応 労働時間と給与計算の法律と手続き』（ISBN978-4-384-04796-7）第1刷に表記の重複及び誤植がございました。深くお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正いたします。

記

●102 頁 3～5 行目

[誤]

そして、在宅勤務制度の対象労働者は、仕事を寝食に用いる自宅で行っていることや、勤務にあたり、勤務の内容はもちろん、勤務全体を通じて、使用者によって常時通信可能な状態であるなど、支持を受けることが可能な体制になっていない場合には、事業場外みなし労働時間制の適用対象になることがあります。

[正]

5 行削除

●132 頁 下から 4 行目

[誤]

としては残業を認めないとする会社もあります s。このような会社で

[正]

としては残業を認めないとする会社もあります。このような会社で
（「s」を削除）